

会 員 各 位

大阪弁護士会
会 長 竹 岡 富美男
同 司法委員会
委員長 大 砂 裕 幸

倒産手続実務・基礎研修 第1回

「破産同時廃止手続申立て」のご案内

平成29年10月1日に、破産管財事件と同時廃止事件との振分基準

が変更されました！！

毎年好評を博しております倒産手続実務・基礎研修を、今年度も大阪地方裁判所第6民事部のご協力を得て開催致します。第1回は破産同時廃止手続申立てです。

同時廃止申立ては、一定の要件のもと、手続を大幅に簡略化し、破産管財人を選任せず迅速かつ低廉に処理することが認められた制度です。同時廃止申立てにあたり、申立代理人による適正かつ周到な事前準備がなされれば、申立日に開始決定を得られることも可能ですが、申立書の記載不備や資料不足等によって、破産手続開始決定・廃止決定までに時間を要する事例が多く存在します。

本研修では、参考記録を用いて、同時廃止の審査担当の裁判所書記官と、同時廃止申立ての経験豊富な会員に、申立書一式の具体的な記載方法、依頼者からの情報収集のノウハウ、手続選択の注意点、陥りがちなミスなどを解説いただきます。

また、平成29年10月1日に、破産管財事件と同時廃止事件との振分基準が変更となりました。現金・普通預金の合計が50万円を超えるときは破産管財事件として処理される、按分弁済による同時廃止処理は行わないなど、重要な変更がなされております。

登録間もない会員はもちろん、多くの会員にご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

記

日 時： 平成30年7月2日(月) 午後5時30分～8時00分

場 所： 大阪弁護士会館 2階ホール

講 師： 大阪地方裁判所第6民事部 長田 真伸 主任書記官

大阪地方裁判所第6民事部 岡村 充康 主任書記官

大阪弁護士会 浦 寛幸 会員

テーマ： 破産同時廃止手続申立ての基礎

* 参考記録は、当日配布いたします。

【申込方法】

会員専用サイト「研修・行事予定表」－研修予定表 (http://www.daiben-members.com/kaiin/kenshu_schedule.php) よりお申込みください。

※事前お申込みがない場合でもご参加いただけますが、人数把握のため、ご回答にご協力ください。

※会員専用サイトへのログインには、ユーザー名とパスワードが必要です。ご不明な場合は、会員専用サイトのログイン画面に問合せフォームへのリンクがありますのでそちらからお問い合わせください。

※会員専用サイトでの研修の申込の操作等について、ご不明な点がございましたら、本研修担当事務局（松本 TEL:06-6364-1681）までお問い合わせください。

※法律事務所職員の方は、大阪弁護士会HP「法律事務所職員の方へ」(http://www.osakaben.or.jp/office_worker.php) よりお申込みください。

注・図書利用カードをご持参ください。

- ・入室時及び退室時の2回、出席登録が必要です。
- ・開始15分以上の遅刻、終了予定時刻以前の早退(研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く)は、受講としてカウントされませんので、ご注意ください。なお、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。

■一時保育のお知らせ【無料・要予約】

お申込を希望される方は、**6月22日(金)まで**に下記事務局までお電話にてお問い合わせください。申込に必要な書類をご送付いたします。なお、定員に達し次第、申込受付を終了させていただきますのでご了承ください。

[対象] 原則、首がすわっている乳児～未就学児
[託児時間] 研修開始15分前から終了15分後まで
[問合せ先] 委員会部司法課 (TEL:06-6364-1681)

*振分基準に関する質問のほか、同時廃止申立ての手續や運用に関して疑問やご意見があれば是非ご記入ください。内容により、研修の中で取り上げさせていただきます。

(送信先) FAX:06-6364-7477

メール:y-matsumoto@osakaben.or.jp (司法課 松本宛)

(登録番号: 氏名:)

平成30年度 倒産手續実務・基礎研修(全5回)今後の開催予定

第2回	2018年 9月 4日(火)	個人再生手續
第3回	2018年11月21日(水)	破産管財手續①破産管財申立ての実務
第4回	2019年 1月29日(火)	破産管財手續②破産管財処理の実務
第5回	2019年 3月19日(火)	特別清算

いずれも午後5時30分～ 継続研修適格認定済みです。何卒ご予約おきください。

・ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本研修会に関するご連絡以外には使用いたしません。